

## 令和4年度第5回 新宿区外部評価委員会 会議概要

### <開催日>

令和5年3月23日（木）

### <場所>

本庁舎6階 第3委員会室

### <出席者>

外部評価委員（14名）

星卓志、山本卓、上野麻美、君島淳二、桐山早苗、藤川裕子、松井千輝、的場美規子、板本由恵、大西秀明、前田香織、鱒沢信子、松永健、安井潤一郎

区職員（2名）

出沼副参事（特命担当）、甲斐主任

### <開会>

#### 【会長】

皆さんこんにちは。ただ今から令和4年度、第5回新宿区外部評価委員会を開催いたします。今回で今年度最後の委員会ということになります。

本日は内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について、事務局より説明があります、その後、来年度の外部評価の対象について確認したいと思います。

まず資料確認をお願いします。

#### 【事務局】

資料確認させていただきます。

資料1はクリップ止めの資料です。その下に冊子があります。

「令和4年度内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について」、「令和5年度予算の概要」、「新宿区第二次実行計画ローリング（令和4年度）」の3冊です。

最後に、「第三次実行計画の策定方針」というA4一枚の資料がついております。

過不足等ございませんでしょうか。資料説明は以上です。

#### 【会長】

では次第の1番目です。「内評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について」です。今年度行われた内部評価、外部評価の実施結果を踏まえて、区がどのような判断を行ったか、確認したいと思います。では事務局から説明をお願いします。

## 【事務局】

それでは説明させていただきます。黄色い冊子「令和4年度内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の実施について」をご覧ください。まず全体像を確認させていただきたいと思しますので、2ページを開いていただければと思います。

まず新宿区の行政評価の確認でございます。

まず内部評価を、その次に外部評価を実施し、それらの結果を踏まえた区の総合判断という順番で実施しておりまして、最後の区の総合判断について取りまとめたのが、今ご覧いただいている冊子です。

本日の説明は、外部評価委員会の皆様による外部評価の結果を踏まえ、区がどのような判断を行ったかを中心に行います。

今年度の外部評価の対象は、冊子の8～9ページに記載があるとおり、個別施策につきましてはⅠ-4「安心できる子育て環境の整備」、Ⅰ-9「地域での生活を支える取組の推進」、Ⅱ-1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」、Ⅲ-15「多文化共生のまちづくりの推進」の4個別施策、そして、計画事業につきましては、15事業、枝事業を含む事業数としては21事業でした。また、評価対象の個別施策を構成する91の経常事業の取組状況確認を行い、このうち16事業について意見を頂きました。

それでは内容についてご説明します。

最初に個別施策Ⅰ-4「安心できる子育て環境の整備」についてです。冊子の24ページを開きください。

一番下の「取組状況」欄に内部評価結果が記載されておりまして、「おおむね順調に進んでいる」となっております。26ページの「評価結果」欄に外部評価結果が記載されておりまして、こちらも「おおむね順調に進んでいる」となっております。

続いて外部評価の意見と対応についてです。

外部評価委員会からは「外部評価部意見」欄に記載のあるとおり、「保育の質の確保や利用者の多様なニーズへのきめ細かな対応といった部分での一層の取組が期待される。児童相談所の開設準備については、人材育成が着実に進められているものの、具体的な開設スケジュールを示せる段階には達していない。学童クラブについては、定員拡充が必要な状況が続いている。」という意見を頂きました。

それに対する区の対応については、右側のボックスに記載しています。二段落目をご覧ください。「待機児童ゼロを今後も継続するために、人口推計や住民基本台帳の人口推移を踏まえ、区内の再開発計画の動向などの様々な状況を注視するとともに、入園申込み時における保護者へのヒアリングなどを通じ、ニーズの把握を行いながら、適切な施設整備を進めていきます。また、保育の質についても、様々な取組を通じて、維持向上を図っていきます。」とございます。

また、児童相談所設置準備につきましては、「児童相談所や一時保護所を担う専門性を備えた人材の確保や育成を確実に進めていく必要があります。引き続き、開設に向けた準備を

進めていきます。」としてございます。

そして、学童クラブにつきましては、「引き続き、近隣の学校施設や休園になっている区立幼稚園も含めた活用可能なスペースの確保に努めるとともに、民間学童クラブの誘致や民間賃貸物件の活用も含めたできる限り早急な対策を検討していきます。」としてございます。

これらのご意見及び区の対応を踏まえた、今後の施策の方向性を次のページに記載しています。下から2行目をご覧ください。『「新宿子ども・子育て支援事業計画（第二期）」に掲げる事業の進捗状況を確認しながら、総合的に子どもと子育て家庭を支援するための施策を着実に推進していきます。』とございます。

以上が、個別施策I-4の施策評価結果及びそれを踏まえた総合判断の内容です。

続きまして、この個別施策の計画事業の評価結果及びそれを踏まえた総合判断についてご説明します。

計画事業9「着実な保育所待機児童対策の推進」です。30ページをお開きいただければと思います。外部評価の評価結果は「計画どおり」です。評価にあたっての意見の2段落目をご覧ください。「今後は、就学前児童人口の動向を区内の地域ごとの差異にも留意しつつ把握するとともに、保護者の声や多様なニーズを踏まえて、必要な施設の整備が進められることを期待する。また、通園の利便性や家庭環境に配慮した適切かつ丁寧な利用調整がなされることを併せて期待する。保育所の質の維持向上にも引き続き注力されたい。万一廃園する保育所が現れた場合に関しては、利用者に無用の負担を強いることのないよう、丁寧な対応に努めてもらいたい。」とご意見を頂きました。

これを受けた区の対応と致しましては右側になります。2段落目をご覧ください。「また、利用調整においては、引き続き適切かつ丁寧な実施を心掛け、保育の質についても様々な取組を通じて、維持向上を図っていきます。」そして、3段落目の3行目をご覧ください。「廃園に関する相談があった場合は、保育事業者に経営状況や在園児の現況などの聞き取りを丁寧に行うことにより、既存園が急に閉園するなど、利用者に負担が及ばないように助言などの支援を行っていきます。」としてございます。

そしてその下でございます。この事業の総合判断としましては、「継続して待機児童ゼロを実現するため、今後も引き続き、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）」における必要な保育の量の見込みと確保方策を適宜見直し、多様な保育サービスの提供に努めていきます。」としてございます。

続きまして計画事業10「放課後の子どもの居場所の充実」です。33ページをご覧ください。外部評価の評価結果は「計画どおり」です。評価にあたっての意見の2段落目をご覧ください。「他方、2所誘致する予定であった民間学童クラブを誘致できなかったことは大変残念である。誘致に際して障害となっている条件を分析し、早期に対応が図られることを期待する。」とございます。

次の段落では現地視察に行った落合第五小学校について触れられてございます。5段落目

をご覧ください。「児童の数に対して活動空間としてのスペースが不足している様子であった。また、照明の照度が少し不足しているように感じられた。これらの点については、改善策を検討してもらいたい。」というご意見を頂いてございます。

それに対する区の対応でございます。右側の欄の 3 行目からでございます。「引き続き、近隣の学校施設や休園になっている区立幼稚園も含めた活用可能なスペースの確保に努めるとともに、民間学童クラブの誘致や民間賃貸物件の活用も含めたできる限り早急な対策を検討していきます。」とございます。また、「令和 5 年度には、利用登録児童が定員を超過している四谷第六小学校内学童クラブ及び北山伏学童クラブの定員を拡充します。」としてございます。さらに、「児童の活動スペース等、環境面についても、学童クラブを利用する児童が快適に過ごすことができるよう、施設改修、館内・校内の他の場所の活用等、様々な工夫により対応していきます。」とございます。

次のページを開いていただきたいと思います。「令和 5 年度 of 取組方針」欄です。先ほども少し触れさせていただきましたが、「定員を超えて児童を受け入れている状況が継続している四谷第六小学校内学童クラブ及び北山伏学童クラブについて、令和 5 年 11 月に定員を拡充します。」となっております。この拡充については、冊子「新宿区第二次実行計画ローリング（令和 4 年度）」にも記載しております。27 ページをご覧ください。

令和 4 年度にローリングを実施した計画事業のうち、外部評価結果を反映した事業が掲載されています。一番上の欄に、この事業について記載しております。

また、さらに緑色の冊子「令和 5 年度予算の概要」の 27 ページにおいても、この拡充について記載しております。

続いて計画事業 11「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実」です。37 ページをお開きください。外部評価の評価結果は、「計画どおり」です。評価にあたっての意見の 2 段落目をご覧ください。「出産・子育て応援事業では、育児パッケージの配布などの要素を効果的に組み入れることによって、ゆりかご面接を中心に事業の推進が図られている。今後も、周知と勧奨の方法に工夫を重ね、すべての妊婦が専門職による面接につながるようにするとともに、それを通して、特に手厚い支援を必要とする妊婦の把握と支援に努めてもらいたい。」という意見がございます。

それに対する区の対応については右側の欄をご覧ください。「出産・子育て応援事業については、引き続き、より効果的な周知や勧奨に取り組み、全ての妊婦が相談できる機会の提供と、面接内容の充実に努めます。また、ゆりかご面接については、出産・子育て応援ギフト事業の伴走型相談支援の一環として、様々なニーズに即した必要な支援につないでいきます。」としてございます。

もう一つご紹介します。「今後の取組の方向性に対する意見」で産後ケアについてご意見をいただきました。「産後ケアについて、新たな支援施設の追加は必要なことであるが、ショートステイ事業はあくまで『産後ケア』の中のひとつの要素である。各家庭における良好な子育てを支援する環境を整えることを最終的な目標とする見地に立ち、『産後ケ

ア』のいっそうの充実を図りたい。」とご意見いただきました。

それに対する区の対応でございます。「産後ケア事業については、産後うつや虐待の予防を図るため、現在実施しているショートステイ型に利用料の減免支援を導入してより利用しやすくするとともに、新たにアウトリーチ型とデイサービス型を開始し、各家庭の状況に応じて利用できる環境の充実を図ります。」としてございます。

この対応についても、冊子「新宿区第二次実行計画ローリング（令和4年度）」に記載しております。27ページの上から2つ目の欄です。

また、冊子「令和5年度予算の概要」の27ページにも記載しております。

続いて計画事業12「児童相談所設置準備」です。41ページをご覧ください。

評価にあたっての意見の3段落目の3行目をご覧ください。「新宿区の児童相談所をできるだけ早期に開設するための準備が着実に進められることを切望する。現状では開設スケジュールが『令和6年4月以降』ということ以上には示されておらず、開設とそのため準備の計画性が区民からは必ずしも十分見えないことが不安をもたらしている部分もあることを認識されたい。」とご意見いただいております。

これについて区の対応でございます。隣の欄の5段落目になります。「児童相談所の開設準備については、引き続き東京都や児童相談所設置区からの情報収集、有識者等を招いた意見聴取を実施し、人材の確保と育成を確実に進めるとともに、地域の特性や増加する児童虐待相談への対応を可能とする体制構築を考慮し、検討を進めていきます。また開設の見直し等について早期に区民への説明ができるよう、検討を進めていきます。」としてございます。

42ページ以降は、個別施策I-4を構成する経常事業の取組状況確認結果を掲載しておりますが、この項については記載の紹介だけさせていただきます。

例えば43ページ、132番「地域における子育て支援サービスの推進」です。事業概要と取組内容・実績等の下に外部評価の欄があります。左側が外部評価意見で、右側がそれに対する区の対応です。最後に、これらを踏まえた令和5年度の取組方針を記載しています。

なお、外部評価委員会から意見を付されなかった経常事業については、令和5年度の取組方針のみを記載しています。

以上、個別政策I-4「安心できる子育て環境の整備」についてのご説明でした。

#### 【会長】

今までのところでご質問があればお願いします。よろしいですか。

#### 【事務局】

続いて、個別施策I-9「地域での生活を支える取組の推進」でございます。

この施策につきましても、内部評価・外部評価ともに「おおむね順調に進んでいる」との評価結果です。79ページをご覧ください。総合評価の外部評価意見を簡単にご紹介します。

最後の段落でございます。「コロナ禍も令和3年度は2年目であり、その対処の仕方に関してもノウハウが蓄積されてきている。これらのノウハウを活用し、さらなる成果を上げることを期待する。」とございます。

区の対応でございます。右側の欄でございます。成年後見制度については、「新宿区成年後見センターでのオンライン・電話による相談対応の実施等、引き続きコロナ禍においても制度の利用推進に取り組んでいきます。」としております。就労支援については「きめ細かな就労支援を引き続き行っていきます。」としております。民間賃貸住宅への支援につきましては、「家賃等債務保証料助成及び入居者死亡保険料助成をより多くの方にご利用いただくため、制度内容の見直しや周知に取り組み、利用の促進を図ってまいります。」としてございます。

続いて今後の施策の方向性でございます。まず、成年後見制度でございます。1段落目の下から2行目をご覧ください。「新宿区成年後見制度利用促進基本計画については、令和5年度の計画改定に向けて、令和4年3月に閣議決定された国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた検討を行ってまいります。」としてございます。

次に就労支援でございます。2段落目の最後の行です。「一人ひとりの多様な課題やニーズを的確に捉えた、きめ細かな就労支援を行ってまいります。」としてございます。

そして、誰もが住み続けられる住環境の整備については、3段落目の3行目「令和5年度からは、物件を提供する家主等への周知を新たに行うなど助成制度の周知を徹底していくとともに、特に実績の少ない『入居者死亡保険料助成』については助成対象となる保険を拡充し、利用促進を図ってまいります。」としてございます。

続きまして計画事業25「成年後見制度の利用促進」でございます。

外部評価の評価結果は「計画どおり」でございます。82ページの評価にあたっての意見をご覧ください。2段落目です。「本事業においては、成年後見制度の普及啓発、専門相談の実施、市民後見人の育成等、成年後見制度の利用促進に向けた取組が着実に推進している。また、コロナ禍にあつて市民後見人養成や、民生委員・児童委員の会合等で事業説明50回開催したことは評価できる。」としてございます。

これを受けての区の対応でございます。右側の欄になります。2行目からご覧ください。「引き続き、成年後見制度の普及啓発や専門相談の実施、市民後見人の養成等を通じて、成年後見制度の利用促進に取り組んでいきます。」としてございます。

その下の区の総合判断につきましては、先ほどの施策評価のご説明と内容が重複しておりますので、説明は割愛させていただきます。

続いて計画事業26「だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進」です。外部評価の評価結果は「計画どおり」です。87ページの評価にあたっての意見の2段落目をご覧ください。「指標1『就職者数（障害者、若年非就業者等）』については、令和3年度実績値は目標値を上回ったが、指標2『就職者数（無料職業紹介事業の利用者）』については、令和3年度実績は達成度40.3%となり、目標を達成できていない。」とあります。そして次の段落の2行目後半になります。「フリースペースの開放や高齢者就職面接会等の実施、オンラインでの各種講座やセミナー等を開催する等、コロナ禍にあつて感染症対策を徹底しながら様々な工夫のうえ事業を実施したことは評価できる。」としてございます。

これに対する区の対応でございます。右側の欄の3行目をご覧ください。「今後は、引き続き感染症対策を徹底しながら、目標値の達成のため、求職者の希望する職種や労働条件などのニーズを的確に捉え、求人者と求職者のマッチングの可能性を広げる取組を進めていきます。」とあります。また、「就職面接会やセミナーなどの様々な事業を実施するとともに、関係機関と連携し、求職者に対して個々の状況に応じた丁寧な対応をするなど、より充実した支援を行っていきます。」とございます。

令和5年度の取組方針でございます。89ページになります。3段落目をご覧ください。「受注センター事業では、事業所等のネットワーク体制を強化するとともに、ネットワーク内での連携、調整と手法を工夫し、イベント等の準備、開催に取り組んでいきます。また、『しんじゅ Quality みつばちプロジェクト』については、新たなパンフレット等のコンテンツを制作し、企業等への販路開拓を進めていくとともに、収穫したはちみつを使用したオリジナル商品の開発を進め、多様な商品化も目指してまいります。」としてございます。

続いて90ページになります。計画事業27「高齢者や障害者等の住まい安定確保」についてでございます。92ページをご覧ください。外部評価での評価結果は「計画以下」としてございます。評価にあたっての外部評価意見の下から4行目になります。「しかしその一方で、指標1と指標2の双方について、令和3年度実績は目標値を大幅に割り込んでいることから、計画以下と評価する。」としてございます。

そして、これを踏まえた区の対応でございます。隣の欄に移りまして、最後の段落になります。「今後は、物件を提供する家主等への周知を新たに行うなど助成制度の周知先を拡大するとともに、特に実績の少ない『入居者死亡保険料助成』については助成対象となる保険を拡充し、更なる利用促進を図ってまいります。」としてございます。

この対応についても、冊子「新宿区第二次実行計画ローリング（令和4年度）」に記載しております。27ページの一番下の欄です。また、冊子「令和5年度予算の概要」の27ページにおいても、この拡充について記載しております。

以上が個別施策I-9「地域での生活を支える取組の推進」についてのご説明でございます。

#### 【会長】

では今のところご質問があればお願いします。

よろしいでしょうか。では引き続きお願いします。

#### 【事務局】

続いて個別施策II-1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」についてご説明します。内部評価としましては、「おおむね順調に進んでいる」と評価しています。また、外部評価につきましても、「おおむね順調に進んでいる」と評価を頂きました。102ページの総合評価の外部評価意見をご覧ください。建築物の耐震化、不燃化、市街地整備、無電柱化整備等、様々な事業に取り組んでおりますが、各事業とも、着実に、一定の成果を上げていると評価をいただきました。また、「コロナ禍の中、各分野とも目標とした指標を概ね達成したこと、会合、会議などはWEB等を活用して実施したことも評価できる。」としてござい

ます。

これに対する区の対応でございます。「引き続き地域住民・権利者に対し区の考えや施策の重要性をわかりやすく説明するとともに、意見交換を丁寧に行いながら事業を進めていきます。またコロナ禍であっても事業の継続や効率化を図るべく、工夫しながら取り組んでいきます。」としてございます。

103 ページをご覧ください。総合判断でございます。下から 2 行目をご覧ください。「事業の周知啓発に積極的に取り組み、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たし協働していくことで、安全で安心して住めるまち、逃げないですむまちに向けた事業を推進していきます。」とございます。

続きまして計画事業 28①「建築物等の耐震性強化（建築物等耐震化支援事業）」です。109 ページをご覧ください。外部評価の評価結果は「計画どおり」となっております。評価にあたっての外部評価意見でございます。2 段落目をご覧ください。「昭和 56 年以前に建築された旧耐震の非木造建築物の耐震化促進は重要なテーマであるが、実際に耐震化工事の実施に至るには、所有者の理解と協力が必要であり、そのことが当該事業を推進する上での課題となっている。」と指摘してございます。

これに対する区の対応でございます。「建築物の耐震化の促進には、所有者の理解と協力が必要であり、引き続きフォローアップ事業により直接、建物所有者へ働きかけることで、耐震化工事につなげるなど、課題に応じ、耐震化の促進に向けて取り組んでいきます。」としてございます。

続いて 110 ページをご覧ください。今後の取組の方向性に対する意見として、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について、個別訪問等の重点的に行ってはどうかというご意見を頂きました。これに対する区の対応でございます。「引き続き、特定緊急輸送道路沿道建築物のうち、耐震性が不足している 95 棟について、個々の課題に応じた制度を紹介する個別訪問を行うなど、重点的に耐震化を促進していきます。さらに、個別訪問で新たに判明した課題等に応じ、耐震化支援事業の拡充を図るなど、取組を強化していきます。」とございます。

区の総合判断の欄では、耐震化を図るために引き続き木造住宅の耐震改修工事への助成を行うこと、特定緊急輸送道路沿道建築物については、倒壊の危険性が高い建築物への個別訪問等を重点的に実施し耐震化を促進していくことを記載しております。

続きまして計画事業 28②「建築物等の耐震性強化（擁壁・がけの安全化の総合的な支援）」です。113 ページをご覧ください。外部評価の評価結果は「計画どおり」と評価いただいております。評価にあたっての外部評価意見の 2 段落目をご覧ください。「所有者への安全化指導及び啓発、安全化促進の支援、改修工事費助成がコロナ禍にも関わらず着実に実施されている。」とございます。全体的には着実に取り組んでいるという評価をいただいております。この意見を踏まえた区の対応でございます。隣の欄の 2 段落目になります。「また、所有者への継続した指導啓発や支援制度の幅広い周知を行い、安全化を促進していきます。そ

の際、より効果的に啓発・周知していくため、パンフレットを図や写真を用いて見やすく改善するとともに、耐震説明会やマンションセミナーの機会を活用して幅広く周知するなど、改善を重ねながら取り組んでいきます。」としてございます。

今後の取組の方向性に対する意見でございます。上の欄の2段落になります。「しかしながら、令和3年度の土砂災害警戒区域内の土地所有者に対する意識調査にて約7割が『現時点で対策を考えてない』と回答している等、所有者の危機意識は未だ高くないことから、啓発方法を見直す等して、意識啓発の強化を行うべきである。」というご意見を頂いてございます。

次のページの総合判断をご覧ください。2段落目になります。「土砂災害警戒区域内の擁壁及びがけについては、包括的支援として、所有者及び居住者への戸別周知から相談対応、技術者派遣・工法提案、合意形成支援など、専門技術者の一貫した支援により所有者の不安を解消し、安全化対策につなげていきます。また、土砂災害警戒区域のうち土砂災害特別警戒区域で民間が所有する28箇所の擁壁及びがけについて、従来の助成対象である改修工事に加え、補強工事等で土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込める対策工事に対して新たに助成を実施します。」としてございます。

この拡充につきましては、ローリング冊子の28ページ及び予算の概要冊子の28ページにも記載がございます。

続きまして計画事業29①「木造住宅密集地域の防災性強化（木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区）」です。117ページをご覧ください。外部評価の評価結果は「計画どおり」です。評価にあたっての意見の2段落目をご覧ください。「道路拡幅用地の買収手続きを進めるとともに、地区計画変更に向けたまちづくり協議会での検討が進められた。後者については目標が地区計画の見直し案のとりまとめであったのに対し、実績は協議会での検討に留まったが、地権者同意を前提とする地区計画の見直しプロセスとしてはやむを得ないものと理解できる。」とご意見を頂いてございます。

これに対する区の対応でございます。2段落目の2行目をご覧ください。「地区計画変更等に向けたまちづくり協議では、両地区の協議会ともに『まちの将来像（協議会案）』がまとまりました。また、地区全体でアンケート調査を行い、地区の皆さまから広くまちの将来像について意見をいただきました。」ということでございます。

令和5年度を取組方針をご覧ください。下から2行目です。「このため、地元のまちづくり協議会とともに地区計画等を見直しに向けた検討や新たな道路用地の取得等に取り組んでいきます。」とございます。

続いて計画事業29②「木造住宅密集地域の防災性強化（不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区）」です。120ページをご覧ください。外部評価の評価結果は「計画どおり」です。木造住宅密集地域の防災性向上については、一定程度取り組んでいるというところで評価を頂いてございます。これに対する区の対応としましては2行目になります。「まちづくり構想運用委員会や再開発事業組合等と連携し、地区の防災性の向上に取り組んでいき

ます。」としてございます。

続いて計画事業 29③「木造住宅密集地域の防災性強化（木造住宅密集地域における不燃化建替え促進）」です。123 ページの外部評価の評価結果は「計画以下」とございます。評価にあたっての外部評価意見では「建築物の所有者に建替えを促しても、実際に建替えに至ることは非常に困難であることは理解したが、指標に掲げる目標を達成できていないことから、評価は計画以下とする。」としてございます。

これを受けての区の対応でございます。右側の欄をご覧ください。「建築物の不燃化の促進には、所有者の理解と協力が不可欠であると考えます。引き続き広報新宿や区ホームページへの掲載、助成対象区域の町会や不動産団体・高齢者団体等へのチラシ配布、SNS やデジタルサイネージによる啓発など様々な機会やツールを活用し、周知啓発に取り組んでいきます。」としてございます。

なお、当該事業では、外部評価で「計画以下」の評価を受けたことを踏まえ、今年度のうちに周知啓発の強化を図っております。

続いて計画事業 30①「再開発による市街地の整備（市街地再開発事業（西新宿五丁目中央南地区）」）です。126 ページをご覧ください。外部評価の評価結果は「計画どおり」です。評価にあたっての外部評価意見をご覧ください。3 行目の後半になります。「中央南地区は令和 4 年 1 月に本体工事が着工された。」このことから着実に事業が進捗していると判断してございます。

これを踏まえた区の対応ですが、下から 2 行目をご覧ください。「引き続き再開発組合と連携を図り事業を推進していきます。」とございます。

総合判断としましても、2 行目、「安全で安心して住めるまち、地域の特性が活きるまち、みどりの多い快適なまちの実現を誘導します。」とございます。

続いて計画事業 30②「再開発による市街地の整備（防災街区整備事業助成（西新宿五丁目北地区）」）です。128 ページをご覧ください。外部評価の評価結果につきましては「計画どおり」と評価を頂いてございます。

それを踏まえた区の対応でございます。右側の欄になります。最後の 2 行をご覧ください。「本年度末の本体工事の竣工に向け、引き続き事業組合と連携を図り事業を推進していきます。」とございます。

続いて計画事業 30③「再開発による市街地の整備（市街地再開発の事業化支援）」です。131 ページをご覧ください。外部評価の評価結果は「計画どおり」です。

それを踏まえた区の対応、及び区の総合判断としましては記載のとおりでございます。

続いて計画事業 31「細街路の拡幅整備」です。134 ページをお開きください。外部評価の評価結果は「計画どおり」です。評価にあたっての外部評価意見の 2 段落目をご覧ください。「事前協議や声かけによる拡幅整備を効果的かつ効率的に進めるため、他の事業とも連携して周知・啓発を行ったこと、個別声掛けによる協力要請の目標を達成したことは特に高く評価する。」とございます。

区の総合判断でございます。下から3行目をご覧ください。「細街路の拡幅整備の必要性について継続的に周知・啓発を行い、区民の意識を高めるとともに、木造住宅密集地区整備促進事業や地区計画等の他のまちづくり事業との連携を一層図りながら、事業の推進に取り組んでいきます。」としてございます。

続いて計画事業32「道路の無電柱化整備」でございます。137ページをご覧ください。外部評価の評価結果は「計画どおり」です。これを踏まえた区の対応でございます。2段落目をご覧ください。「東京都や電線管理者（電力、電話・通信事業者）も参画する、技術検討会を設置し、コスト縮減や工期短縮が図れる整備手法を検討しています。今後、この技術検討会も活用しながら、最新技術について情報の共有を図るなど、これまで以上に関係機関と連携して無電柱化整備に取り組んでまいります。」としてございます。

続いて計画事業33①「道路・公園の防災性の向上（道路の治水対策）」です。140ページをご覧ください。外部評価の評価結果は「計画どおり」です。区の総合判断と致しまして、引き続き実施するといった内容になってございます。

続いて計画事業33②「道路・公園の防災性の向上（道路・公園擁壁の安全対策）」です。142ページをご覧ください。外部評価の評価結果は「計画どおり」です。区の対応、区の総合判断では、引き続き事業実施していく旨の記載がございました。

続いて計画事業34「まちをつなぐ橋の整備」です。144ページをご覧ください。外部評価の評価結果は「計画どおり」です。区の対応といたしましては、引き続き実施するとしてございます。

総合判断は、下から2行目をご覧ください。「令和3年度の橋りょう定期点検の結果を踏まえ、補修内容や補修費用を見直すとともに、『道路メンテナンス事業補助制度要綱』が改正されたことから、『新宿区橋りょう長寿命化修繕計画』の改定を行います。」としてございます。

145ページ以降は経常事業取組状況確認に係る記載です。雑駁ではございますが、個別施策Ⅱ-1についてのご説明は以上です。

#### 【会長】

質問です。「新宿区第二次実行計画ローリング（令和4年度）」の28ページで、計画事業28②に関する記載がありますが、外部評価実施結果と計画事業への反映内容の記載が噛み合っていない気がするんですよ。「外部評価実施結果」欄では「意識啓発の強化を行うべきである。」と記載してあるんですけど、「計画事業への反映内容」欄では、意識啓発のことに直接言及していませんね。所有者への働きかけが非常に重要であると理解されているから補助事業が用意されているわけだけど、その入り口に誘う意識啓発が重要じゃないですかという趣旨だったと思います。

#### 【事務局】

回答いたします。ご指摘の記載は、「令和4年度内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について」の113ページ、「今後の取組の方向性に対する意見」の1つ目の意見

と区の対応の記載を要約したものです。要約の際、区の対応の記載から「周知」という文言がなくなったことで、ご指摘の状況になっております。

**【会長】**

そうですね。来年度は複数の資料間の書きぶりの整合についても、もう少し注意深くやったほうがいいかなと思います。

では続きをお願いします。

**【事務局】**

それでは、個別施策Ⅲ-15「多文化共生のまちづくりの推進」についてご説明いたします。150 ページの内部評価、151 ページの外部評価、いずれの評価結果も「おおむね順調に進んでいる」です。評価にあたっての外部評価意見を踏まえた区の対応でございます。4 行目をご覧ください。「現在は、新型コロナウイルス感染症への国の対応方針が、感染予防を図りつつ社会経済活動を維持・継続するものに修正されていますので、こうした国の方針の変化を踏まえて『多文化共生のまちづくりの推進』を始めとした事業を実施していきます。」と記載してございます。152 ページの区の総合判断については記載のとおりでございます。

この施策につきましては、計画事業が 1 つしかございません。計画事業 63「多文化共生のまちづくりの推進」でございます。計画事業が 1 つですので、その評価シートの内容も自ずと施策評価と同様となっておりますので、説明は割愛させていただければと思います。

大変雑駁ではございますが、説明は以上となります。

**【会長】**

ありがとうございました。質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、次に行きたいと思います。次第の 2 番目ですね。令和 5 年度の評価対象についてです。この件は 10 月の全体会の際に、皆様から頂いた希望を踏まえ、私と副会長と部会長と事務局で調整して決めることとしておりました。その結果が資料として配付されています。事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

評価対象施策選定の考え方をご説明します。A4 横の資料をご覧ください。この表は、令和 4 年度外部評価終了時点で、まだ施策評価を実施していない個別施策を掲載しています。これらの施策から、令和 5 年度に評価するのは適切でないものを除外し、残ったものを令和 5 年度に評価する個別施策の案としています。

上からまいります。個別政策Ⅱ-3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現」については、2 つある計画事業のうちの 1 つが感染症対策を行う事業なのですが、コロナの 5 類移行が 5 月に控えており、令和 5 年度は方針の転換を迎える年度ですので、評価は令和 6 年度以降に実施するのが適切であろうという考え方で、対象から外しています。

個別施策Ⅲ-1「回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり」については、民間事業者主体の取組を区が支援する内容の事業で構成されていますので、外部評価の趣旨にそぐわないと考え、対象から外しています。

個別施策Ⅲ-2「誰もが安心して楽しめるエンターテイメントシティの実現」についても、令和5年度の社会経済活動の回復を待ち、令和6年度以降に評価していただくのが適切であろうということで、先送りしております。

個別施策Ⅲ-5「道路環境の整備」につきましては、令和2年度に施策評価の対象になりましたが、コロナ対策で外部評価を中止しましたので、内部評価のみを実施しました。この施策を令和5年度に再度評価対象にすると、短期間で2度内部評価することとなりますので、なるべく先送りするのが適切としています。

したがって、第1部会につきましては、こうした事情のない個別施策Ⅲ-3、Ⅲ-4、Ⅲ-6の3つの個別施策を来年度の評価対象とする案となっております。ボリューム感については、今年度評価していただいた施策よりも少し少ないくらいですので、問題ないと考えております。

続きまして、第2部会につきましては、実は3つの個別施策しか選択肢がありません。令和6年度から始まる第6期外部評価委員会以降、部会間の役割分担の見直しが必要になると思われしますので、個別施策Ⅲ-14「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」については、第2部会、第3部会どちらが取り扱っても良いこととなっておりますが、このあたりの検討の後、取り扱うこととしています。

残る個別施策はⅠ-1かⅠ-6ですが、Ⅰ-6は経常事業しかありませんので、Ⅰ-1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」を扱うという案になっています。

ボリューム感としましては、こちらも今年度扱った個別施策と同等ですので、問題ないと考えております。

続いて第3部会です。Ⅲ-10「活力ある産業が芽吹くまちの実現」、Ⅲ-13「国際観光都市・新宿としての魅力の向上」もにぎわい系の施策ですので、令和6年度以降に先送ります。

また、Ⅳ-1「効果的・効率的な行財政運営」につきましては、計画事業65「公民連携（民間活用）の推進」で、民間提案制度という制度を令和4年度から本格実施し、令和5年度に事業内で評価する予定でして、その辺りのサイクルが一巡したところで評価するのが適切と考えております。

Ⅳ-2「公共施設マネジメントの強化」につきましては、区立施設を計画的に維持・修繕する事業で構成されており、外部評価委員会での評価になじまないため、対象テーマから外しております。

Ⅴ-3「地方分権の推進」については、計画事業が0で経常事業が2つだけという、非常に小さな個別政策ですので、何かとセットで取り上げるということで、令和6年度以降に先送りしております。

したがって、第3部会については、個別施策Ⅰ-7、Ⅲ-16、Ⅴ-1を評価対象にするという案となっております。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

**【会長】**

ありがとうございます。では、ただいまの説明にご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今回の議題は以上ですね。事務局から事務連絡があればお願いします。

**【事務局】**

事務連絡いたします。

本委員会の副会長及び第3部会長の山口委員につきましては、今年度いっぱいでご退任されることとなりました。後任としては、新たな学識経験者の方に、第三部会の部会長をお務めいただくことになっております。

次に、本日ご覧頂いた区の総合判断の黄色い冊子は、3月27日に一般公表されますので、それまではお取扱いにご注意くださいますよう、お願いいたします。

次に、「第三次実行計画への提言」についての進捗状況をご報告します。今年の2月7日に、外部評価委員会で内容決定後、区はこの内容も踏まえ、3月3日に第三次実行計画の策定方針を意思決定しました。お配りした策定方針のペーパーの「1 計画策定の基本的な考え方」の「(2)」に本提言を踏まえる旨の記載をしています。

最後に、次回の全体会のご案内です。5月17日水曜日午前10時から11時30分、第2委員会室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

**【会長】**

事務連絡のところでご質問等ありましたら頂ければと思いますが、いかがでしょうか。では本日の外部評価委員会は終了したいと思います。お疲れ様でした。